

## 高山村空き家活用推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、新たに定住する意思をもって村内の空き家を購入する新規転入者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、高山村補助金等交付規則（昭和55年高山村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本村の住民として永住の意志をもって居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づいて記録され、地元区に入区のうえ、生活の本拠地が本村にあることをいう。
- (2) UJIターン 法第5条の規定による本村の住民基本台帳に記録されたことがない者又は本村の住民基本台帳に記録されていた者が他の市区町村に転出し、3年以上経過した後に再転入することをいう。
- (3) 新規転入者 UJIターンにより定住の意志をもって本村に転入した者で、転入日から満10年を経過しない者又はUJIターンにより定住の意志をもって本村に転入する予定の者をいう。
- (4) 空き家 高山村空き家バンク事業実施要綱（平成28年高山村告示第3号）第2条第1号に規定する家屋で、高山村空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録されている物件をいう。
- (5) 購入 自己の居住の用に供するため、空き家を購入することをいう。また、補助金の対象は、自己が居住する目的で購入する空き家であり、別荘等一時的に使用するもの、賃貸、販売等営利を目的とするもの及び倉庫等は除く。
- (6) 改修等 空き家の修繕、補修、模様替えその他空き家の機能の維持・向上を図るために行う改築、増築及び設備等の工事をいう。
- (7) 家財整理 空き家の家財道具等を処分運搬（村内事業者による処分運搬に限る。）することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 新規転入者で、空き家バンクを利用して空き家を購入（3親等以内の親族からの購入を除く。）する契約を締結し、1年以内に空き家の存する住所に住民登録できる者。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 新規転入者で、空き家バンクを利用して購入した空き家の改修等をする契約を締結し、1年以内に空き家の存する住所に住民登録ができ、かつ、補助金交付申請する年度の3月末日までに事業が完了できる者。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 空き家を所有又は管理している者（以下「所有者等」という。）で、空き家バンクを利用して空き家を賃貸するため、空き家の改修等を行う者。
- (4) 新規転入者で、家財整理を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、この要綱による補助金の交付を受けることができない。

- (1) 補助金交付申請時において、本人が、村税、税外収入金その他本村の歳入となるべきものを滞納しているとき。ただし、申請時に村外に住所がある場合は、その住所地の市区町村で税金を滞納しているとき。

- (2) 補助対象者が、本村に定住する意思がないと認められるとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
  - (4) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - (6) 前5号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認める者
- 3 購入又は改修等をした空き家が共有名義の場合の補助対象者は、その代表者とする。  
（補助対象事業等）

第4条 補助対象事業、補助対象額、補助率等は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、補助金の交付は、同一の物件について、各事業1回に限るものとする。  
（補助金の交付額）

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付を受けて所有者等が改修等をした空き家は、補助金の交付後10年間は賃貸の用に供するものとする。ただし、当該空き家を賃借している入居者が購入する場合を除く。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、高山村空き家活用推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添えて、同表に定める申請期限までに村長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 村長は、前条の規定により申請を受けた場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付が適当であると認めたときは、高山村空き家活用推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（事業の変更等）

第7条 交付決定者は、申請内容を変更又は中止しようとするときは、空き家活用推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告）

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、高山村空き家活用推進事業実績報告書（様式第5号）に別表第3に掲げる書類を添えて、同表に定める報告期限までに村長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 村長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに審査を行い、交付すべき補助額を確定し、高山村空き家活用推進事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の規定による補助金の交付決定者は、高山村空き家活用推進事業補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の請求を受けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第11条 村長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定を受けた日から10年未満で転居又は村の区域外へ転出したとき。  
ただし、交付決定者と生計を一にする者が引き続き当該住宅に居住する場合を除く。

- (3) 補助金の交付を受けた住宅が、補助金の交付決定を受けた日から10年未満で取壊し又は賃貸の用に供しなくなったとき。
- (4) 補助金の交付を受けた住宅が、所在する区に加入しないとき。
- (5) その他村長が返還の必要があると認めるとき。

2 村長は前項の規定により補助金を返還させようとするときは、その旨を高山村空き家活用推進事業補助金返還命令書（様式第8号）により、補助金を返還すべき者に対し通知するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の高山村空き家活用推進事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請のあった補助金について適用し、施行日前に申請のあった高山村空き家活用推進事業助成金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、施行日以後に申請のあった補助金について適用し、施行日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

## 別表第1（第4条関係）

### 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象額		補助率等
購入事業	空き家購入費（土地代含む）で登記手数料は除く		対象経費の1/3以内 （限度額50万円）
改修事業	改修等に係る工事費（50万円を超えるもの）		対象経費の1/2以内 （限度額100万円）
	限度額加算	子育て世帯（18歳以下の扶養する子と同居）の場合	対象経費の1/2以内 （限度額150万円）
家財整理事業	空き家の家財を処分する経費（村内事業者によるものに限る）		対象経費の1/2以内 （限度額30万円）

別表第 2（第 5 条関係）

補助金の交付申請

補助対象事業	提出書類	申請時期
購入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家の売買契約書の写し</li> <li>・ その他村長が必要と認める書類</li> </ul>	売買契約の締結後速やかに
改修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家の売買契約書の写し</li> <li>・ 改修工事に係る見積書の写し</li> <li>・ 工事着手前の写真 （外観と改修等を行う全ての部屋等）</li> <li>・ その他村長が必要と認める書類</li> </ul>	改修等に着手する前
家財整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家財整理に係る見積書の写し</li> <li>・ 家財整理前の写真 （外観と家財整理を行う全ての部屋等）</li> <li>・ その他村長が必要と認める書類</li> </ul>	家財整理に着手する前
各事業共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誓約書（様式第 2 号）</li> <li>・ 位置図（附近見取図）</li> <li>・ 交付申請時に村外者の場合は、その住所地発行の申請者の納税証明書</li> </ul>	

別表第 3（第 8 条関係）

補助金の実績報告

補助対象事業	提出書類	報告期限
購入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物購入の領収書の写し</li> <li>・ 建物の登記事項証明書の写し</li> <li>・ 空き家が存する住所に住民登録した住民票</li> <li>・ その他村長が必要と認める書類</li> </ul>	事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い日
改修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修等の契約書及び領収書の写し</li> <li>・ 改修等の完了後の写真（外観と改修等を行った全ての部屋等）</li> <li>・ 空き家が存する住所に住民登録した住民票（所有者等が改修等を行う場合は除く）</li> <li>・ その他村長が必要と認める書類</li> </ul>	
家財整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家財整理に係る領収書の写し</li> <li>・ 家財整理の完了後の写真（外観と家財整理を行った全ての部屋等）</li> <li>・ 空き家が存する住所に住民登録した住民票</li> <li>・ その他村長が必要と認める書類</li> </ul>	